

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

平成14年度のテーマ「その2 スポーツの振興に関する事業及びスポーツ施設の管理・運営について」を特定の事件として選定した。

事件を選定した理由

その1のテーマである芸術文化の振興と相對して、平成13年6月に「京都市市民スポーツ振興計画」(以下「スポーツ振興計画」という。)が策定された。京都市のスポーツの分野においては、市民がボランティアとして、地域のスポーツ活動を支える、全国にも類をみない体育振興会という組織がある。

包括外部監査においても、市民生活に一層の「潤い」を生み出すスポーツ振興事業を「住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果」を念頭に入れ、経済性、効率性、有効性の観点から、監査を行うことが有意義であると判断した。

地方自治法第252条の37第4項に定める財政援助団体及び出資団体等自体の監査を行うものでなく、事業全体を一元的に併せて検討するために、任意団体及び外郭団体である関係公益法人(財団法人京都市体育協会)の経理状況、管理状況など関連するものを含めて監査するものである。

また、平成13年3月任意団体等計理事務における不祥事防止対策委員会の報告もあるので、事業の推進状況を監査することが必要であると考えた。

外部監査の対象

スポーツ振興事業についても芸術文化と同様に、事業が多岐にわたるので、外部監査の対象を市民スポーツ振興室が所管する事業、スポーツ施設の管理・運営に大別し集約した。そのうえで、京都市のスポーツの振興に関する事業のうちから次の事業を対象とした。

(1) 市民スポーツ振興室が所管する事業

ア 京都シティハーフマラソン

イ 五大都市体育大会

ウ 体育振興会運営助成

(2) 財団法人京都市体育協会が管理する西京極総合運動公園等の運動施設

監査対象とした理由

市民スポーツ振興室の所管する事業の中で比較的予算規模が大きい「京都シティハーフマラソン」のほか、都市体育の振興に実績のある「五大都市体育大会」を選定し、また、市の支援事業である「体育振興会運営事業」の各事業を対象とした。

その他、京都を代表するスポーツ施設「西京極総合運動公園」等市民に身近な運動施設を対象とした。

3 外部監査の対象期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

ただし、必要に応じ比較検討する場合は、平成9年度以降5年分とした。

4 外部監査の視点

(1) スポーツ振興事業の一貫性について

京都市のスポーツ振興事業を見る場合、文化市民局文化部市民スポーツ振興室、京都市が委託する財団法人及び市民で組織されている団体等広い視野からスポーツ振興事業を一体として見ることを重要であると考えた。

(2) 事業を行う組織について

京都市のスポーツ振興事業について、市民スポーツ振興室におけるスポーツ振興計画の推進状況、内部統制、合規性及び妥当性、委託団体等に対する指導についても見ることにした。

また、任意団体(主として実行委員会)及び学区ごとに組織されている自発的の市民組織「体育振興会」を基礎とする各区体育振興会連合会及び市体育振興会連合会との関係についても、京都市のスポーツ振興事業に欠くことのできない運営事業であるので、一連のものとして検討することにした。

(3) 効率性について

スポーツ振興事業が効率的に推進されているかどうかを、事業コスト及び参加人員により分析することとした。その効率を明らかにするために、年次比較指数、近畿圏の他の事業との比較等の分析の方法を採用した。

(4) 契約及び財務会計について

契約状況、収支を表す帳簿について、内容及び整理保存状況を確認するとともに事業の推進が適切であるか、予算執行の有効性、妥当性を見ることにした。

(5) スポーツ施設について

スポーツ施設のうち選定した施設について、事業の運営状況を実地調査

することにした。

5 外部監査の方法

(1) 予備手続

ア 監査の実施に当たり文化市民局及び財団法人京都市体育協会に対し、事業の予算額、決算額及び契約に関する書類等、組織図の提出を求めた。

イ 事前説明会を開催して「京都市市民スポーツ振興計画」の概要、監査対象としたスポーツ施設に係る事業の説明を受けた。

ウ 市民スポーツ振興室における「京都市文書分類」による提出を求める資料のリストアップをした。

エ スポーツ振興事業の概要を調べるため次の資料を検討した。

- ・平成12・13年度京都市予算の概要
- ・平成12年2月・13年2月市会定例会議案説明書
- ・平成13年度事業概要（京都市文化市民局）
- ・京都新世紀市政改革大綱
- ・京都市の主な出資法人の概要（京都市総務局総務部行政改革課）
- ・新世紀「スポーツごころ」推進プラン（京都市市民スポーツ振興計画）

(2) 監査手続

監査を有効かつ効率的に進めるため、予備監査、市民スポーツ振興室への往査、現地調査に基づく問題点の検討、監査意見のとりまとめを行った。

ア 市民スポーツ振興室

市長部局の事務事業を見るため、歳入予算整理簿、歳出予算整理簿、事業に係る簿冊、契約書及び証憑書類の提出を求め質問、実査、精査、証憑書類の突合、立会、確認の通常の監査の方法を用いながら、試査の技法も組み合わせ監査した。

また、体育振興会運営事業についても各区役所に対し確認の方法により監査するとともに各区体育振興会連合会の比較検討をした。

イ 現地監査

主なスポーツ施設として、西京極総合運動公園、横大路運動公園、京都市体育館、宝ヶ池公園運動施設、伏見北堀公園地域体育館、山科地域体育館の施設を巡回し、事業の推進状況の参考とした。

また、出資団体である財団法人京都市体育協会の現地調査を行った。

6 外部監査の実施期間

平成14年6月19日から平成15年2月15日まで

- (1) 平成14年6月14日 補助者の選任、テーマの選定
- (2) 平成14年6月から7月中旬まで 監査予備手続
- (3) 平成14年7月中旬から8月上旬まで 実地監査(市民スポーツ振興室)
- (4) 平成14年10月下旬から11月初旬まで 実地監査(財団法人京都市体育協会)

この間随時外部監査人執務室で協議、スポーツ施設の現地視察等を行う。

- (5) 平成14年11月中旬から平成15年1月まで 報告内容の検討等

7 包括外部監査人の氏名及び同補助者の資格と人数

京都市包括外部監査人 税理士 今 西 衛

同補助者 税理士4人、実務精通者1人

8 利害関係

包括外部監査の対象として事件(事案)について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。